

保育補助者を雇用する施設・事業所の方へ

保育補助者雇上費貸付事業 のご案内

この制度は、保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者の雇い上げに必要な費用を貸付けることにより、保育所における保育士の業務負担を軽減するための人材の配置等の強化を図ることを目的とした制度です。

貸付額

年額 **295.3** 万円以内

※一定の条件を満たし、2人以上雇用する場合は
年額 5,168,000 円以内

貸付期間の限度は3年間

Point 1

無利子



Point 2

保育補助者が貸付期間中又は貸付終了後
1年以内に保育士資格を取得した場合、

全額返還免除

貸付対象

次のいずれかの要件を満たす施設又は事業者（以下「施設等」という）

1 新たに保育補助者の雇上を行う次の（１）から（５）のうち、いずれか該当する施設等

- （１）保育所（地方公共団体が運営するものを除く）
- （２）幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営するものを除く）
- （３）小規模保育事業を行う者
- （４）事業所内保育事業を行う者
- （５）企業主導型保育事業を行う者

2 既に雇用している保育補助者については、次の（１）から（３）のいずれかの条件を満たす施設等

- （１）既に雇用している保育補助者について、保育士資格の取得に施設として取り組んでいる場合で、その者の資格取得後に別の保育補助者を雇用する計画を提出している施設等
- （２）貸付けを受けることにより、保育士の給与改善を図るなど、保育士の処遇改善に取り組む施設等であり、前年同月における保育士及び保育補助者の数と比較して、保育士及び保育補助者がそれぞれ同数以上であること
- （３）貸付けを受けようとする施設等の保育士の平均勤続年数が11年以上であること

3 施設等において、特に保育士の業務負担軽減に資する取り組みを行っており、高知県社協会長が認める場合

雇用する保育補助者については、次のいずれかを満たしている者に限ります！！

- （１）子育て支援員研修（「地域型保育」又は「一時預かり事業」に限る）、家庭的保育者に係る研修を受講している者。
- （２）保育に関する40時間以上の実習を受けた者又はこれと同等の知識及び技能があると高知県社協会長が認める者。

【（１）（２）ともに雇用開始後の受講予定も可】

貸付申請書類

貸付申請時には下記書類を全てご提出ください。

(※申請時、下記をチェックリストとしてご使用ください)。

- ①貸付申請書（第2号様式）
- ②身上調書
- ③保育士勤務環境改善等提案書、申請金額内訳書（第27号様式）
- ④雇用契約書（写）
- ⑤保育補助者が保育士資格の取得を目指すことが確認できる書類
（当該事由を明記した雇用契約書又は誓約書（第26号様式））
- ⑥子育て支援員研修（「地域型保育」又は「一時預かり事業」に限る。）又は家庭的保育者に係る研修の修了証書（第26号様式により勤務後受講させる場合は提出不要）又は保育補助者実習等終了証明書（第33号様式）
- ⑦保育士資格取得への取組内容（第28号様式）
- ⑧保育補助者の履歴書
- ⑨貸付申請者の施設の認可書
- ⑩貸付申請者の過去3年間の決算書類
- ⑪個人情報の取扱いについて（同意書）
- ⑫その他必要と認められる書類

返還債務の免除要件

次のいずれかに該当となった場合は、保育補助者雇上費の貸付けの返還の債務が免除されます。

- 1 保育補助者雇上費の貸付けを受けた施設等において、保育補助者が保育の補助等に従事し、かつ、貸付けを受ける期間中に保育士資格を取得したとき又は当該貸付終了後1年の間に保育士資格を取得することが見込まれるときその他これに準ずるものとして高知県社協会長が認めるとき
- 2 保育補助者が第1号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

貸付けに関する問い合わせ先

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 福祉資金課

〒780-8567 高知県高知市朝倉戊375-1 県立ふくし交流プラザ内

TEL088-844-4600 FAX088-844-3852